

資料 1

鑑定入院ケース調査票 (1)

2007年1月1日から同年6月末日までに貴院から退院した医療観察法鑑定入院ケースについてご回答願います。 回答日：2007年 月 日

性別	入院時 年齢	退院月	診断 (注1)		合併症 (注2)	治療歴 (注3)	対象行 為(注4)	刑事処 分(注5)	在院日数 (注6)		審判結 果(注7)	継続入 院(注8)	継続理 由(注9)	継続日数 (注10)	鑑定医 (注11)
			主診断	副診断					隔離室	個室					
1 男・女		月							日	日				日	
2 男・女		月							日	日				日	
3 男・女		月							日	日				日	
4 男・女		月							日	日				日	
5 男・女		月							日	日				日	
6 男・女		月							日	日				日	
7 男・女		月							日	日				日	
8 男・女		月							日	日				日	
9 男・女		月							日	日				日	
10 男・女		月							日	日				日	

注1：ICD-10 コードの3桁まで (例：F20、F31、G40) ご記入下さい。

注2：身体合併症のため、他科への受診や他科からの往診を要したケースに○をご記入下さい。

注3：対象行為時の精神科治療歴について、以下の項目から該当する番号を記入して下さい。

- 1.精神科治療歴なし、2.治療中断ないし終了、3.精神科通院中、4.精神科入院中、5.その他、6.不明

注4：該当する以下の対象行為の番号をご記入下さい (複数選択可)。

- 1.殺人、2.殺人未遂、3.傷害致死、4.傷害、5.放火、6.放火未遂、7.強盗、8.強盗未遂、9.強姦、10.強姦未遂、11.強制わいせつ、12.その他

注5：今回の対象行為に関する刑事処分について、以下の項目から該当する番号を記入して下さい。

- 1.不起訴、2.起訴猶予、3.無罪、4.有罪 (執行猶予付き)、5.有罪 (執行猶予なし)、6.不明

注6：鑑定入院の期間のみについてご記入下さい。

注7：審判結果を以下から選択して下さい。

- 1.入院処遇、2.通院処遇、3.不処遇、4.却下、5.不明

注8：鑑定入院終了後も貴院に継続入院となった事例について、継続入院開始時の入院形式をご記入下さい。継続入院例でなければ、無記入として下さい。

- 1.医療保護入院、2.任意入院、3.措置入院、4.その他

注9：前記の継続入院例の継続理由を下記から選んで下さい。継続入院例でなければ、無記入として下さい。

- 1.貴院での通院処遇の準備のため、2.指定通院医療機関が未定のため、3.指定入院医療機関が未定のため、4.その他、5.不明

注10：前記の継続入院例について、鑑定入院以外の入院日数をご記入下さい。継続入院例でなければ、無記入として下さい。

注11：鑑定医の所属を選択して下さい。1.当院に所属、2.他院に所属

なお、症例数が10件を超える場合は、お手数ながら、このページをコピーして追加記入願います。

鑑定入院ケース調査票 (2)

鑑定入院中に実施した処置・検査等のうち、該当する欄に○を記入して下さい。

症例	行動制限(注1)		静脈麻酔(注2)		抗精神薬注射(注3)		鼻腔補液	ECT(注4)				頭部画像診断(注5)			心理検査(注6)		その他の特殊な検査・処置(注7)					
	身体拘束	通信制限	面会制限	BZP	BAR	他		筋注	静注	デポ	修正型		非修正型	I	C	CT		MRI	PET	SPC	WAIS	Ror
							パル				サハ											
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						

注1：鑑定入院中に1度でも行った行動制限があれば、該当欄に○を記入して下さい。

注2：鎮静処置として静脈麻酔を実施した場合に○を記入して下さい。ECTに際して実施したものは含みません。

BZP：ベンゾジアゼピン系薬剤を使用、BAR：ノルビタール系薬剤を使用、他：他の麻酔剤を使用
筋注：デポ剤以外の筋肉注射、静注：点滴静注を含む静脈注射、デポ：デポ剤の筋注

注4：電気けいれん療法を実施した場合に○を記入して下さい。
パルス：パルス型の電気刺激装置を使用、サイン：サイン波の電気刺激装置を使用、IC：インフォームドコンセントがとれたケース

注5：標記の4種類の頭部画像診断を実施した場合に○を記入して下さい。
SPC：SPECT (シングルフォトンエミッションCT)

注6：標記の2種類の心理検査を実施した場合に○を記入して下さい。
WAIS：WAIS もしくは WISC の全バージョン、Ror：ローレンヤツハ検査

注7：飲酒テスト、体毛の薬物反応検査など、特殊な検査や処置を実施した場合は、具体的な検査・処置名をご記入下さい。

なお、症例数が10件を超える場合は、お手数ながら、このページをコピーして追加記入願います。

資料2 入院処遇の判定に疑義のある症例に関する調査

(回答施設 _____ 回答日 20 年 月 日)

1. 貴院の医療観察法専門病棟の稼働開始年月日をお聞かせ下さい。
20 年 月 日
2. これまでに貴院に医療観察法入院となった延べ症例数をお聞かせ下さい。
例 ----- A
3. Aのうち、入院処遇の判定に疑義のある延べ症例数をお聞かせ下さい。
例 ----- B (うち、貴院管理者から退院を申し立てた症例数 _____ 例)
4. Bのうち、鑑定書に疑義のある延べ症例数をお聞かせ下さい。
例 ----- C
5. Cの症例の鑑定書について、以下の表に疑義の内訳等を、可能な範囲でご記入願います。
各鑑定書について、鑑定医の判断に疑義のある項目に○を記入して下さい。

No.	診断	疾病性	治療 反応性	社会復帰 要因	医療観察法 適応	入院処遇 適応	鑑定入院 地区(注)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

注) 鑑定医が所属する地裁区域名(東京、大阪、横浜、神戸など)をご記入下さい。それが不明確の場合は、鑑定入院医療機関の所在する地裁区域名をご記入願います。

お手数ながら、該当症例が20例を超える場合は、この用紙をコピーして追加ご記入願います。

資料 3

医療観察法不処遇および却下事例に関する調査

(_____ 保護観察所 回答日 20 ____ 年 ____ 月 ____ 日)

1. 貴保護観察所がこれまでに担当した医療観察法申し立て事例のうち、当初審判で不処遇となった事例について、以下の設問にお答え下さい。

(1) 不処遇の事例数

_____ 件

(2) 不処遇事例の内訳 (10 例を超える場合は、この用紙をコピーして追加願います)

No.	性別	決定時年齢	最終診断 (注 1)	対象行為 (注 2)	刑事処分 (注 3)	不処遇理由 (注 4)	転帰 (注 5)
1	男・女						
2	男・女						
3	男・女						
4	男・女						
5	男・女						
6	男・女						
7	男・女						
8	男・女						
9	男・女						
10	男・女						

注 1：当初審判における最終的な主診断を以下から選択して記号を記入してください。

F0 脳器質性精神障害、F1 物質使用障害、F2 精神病性障害、F3 気分障害、F4 神経症性障害、
F5 生理機能関連障害、F6 人格障害、F7 知的障害、F8 発達障害、F9 その他の精神障害
G4 てんかん関連障害、O 精神障害に該当しない

注 2：該当する以下の対象行為の番号を記入して下さい (複数選択可)。

1.殺人、2.殺人未遂、3.傷害致死、4.傷害、5.放火、6.放火未遂、7.強盗、8.強盗未遂、9.強姦、
10.強姦未遂、11.強制わいせつ、12.その他

注 3：今回の対象行為に関する刑事処分について、以下の項目から該当する番号を記入して下さい。

1.不起訴、2.起訴猶予、3.無罪、4.有罪 (執行猶予付き)、5.有罪 (執行猶予なし)、6.不明

注 4：不処遇となった主たる理由について、以下の項目から該当する番号を記入して下さい。

1.精神障害に該当しない、2.責任能力が問える、3.対象行為が主診断に基づく行為ではない、
4.治療反応性が認められない、5.あえて医療観察法による医療の必要がない、6.その他 (この場合は、
具体的な決定理由を後記願います)

注 5：不処遇決定直後の医療的な転帰について、以下の項目から該当する番号を記入して下さい。

1.精神保健福祉法による入院、2.在宅+通院治療、3.在宅+医療不要、4.勾留+通院治療、
5.勾留+医療不要、6.その他 (この場合は、具体的な転帰を後記願います)

(3) 不処遇の理由が「その他」の事例番号 (No.) と、決定理由をご記入願います。

(4) 不処遇決定後の転帰が「その他」の事例番号 (No.) と、その内容をご記入願います。

(5) 不処遇決定後の処遇が調整困難であった事例の番号 (No.) と、その内容をお聞かせ下さい。

2. 貴保護観察所がこれまでに担当した医療観察法申し立て事例のうち、当初審判で却下となった事例について、以下の設問にお答え下さい。

(1) 却下の事例数
_____件

(2) 却下事例の内訳 (10例を超える場合は、この用紙をコピーして追加願います)

No.	性別	決定時年齢	最終診断 (注1)	対象行為 (注2)	刑事処分 (注3)	却下理由 (注4)	転帰 (注5)
1	男・女						
2	男・女						
3	男・女						
4	男・女						
5	男・女						
6	男・女						
7	男・女						
8	男・女						
9	男・女						
10	男・女						

注1：不処遇事例と同じです。

注2：同上

注3：同上

注4：却下となった主たる理由について、以下の項目から該当する番号を記入して下さい。

1.対象行為が存在しない、2.心神喪失者もしくは心神耗弱者でない、3.その他 (この場合は、具体的な決定理由を後記願います)

注5：却下決定直後の医療的な転帰について、以下の項目から該当する番号を記入して下さい。

1.精神保健福祉法による入院、2.在宅+通院治療、3.在宅+医療不要、4.勾留+通院治療、5.勾留+医療不要、6.その他 (この場合は、具体的な転帰を後記願います)

(3) 却下の理由が「その他」の事例番号 (No.) と、決定理由をご記入願います。

(4) 却下決定後の転帰が「その他」の事例番号 (No.) と、その内容をご記入願います。

(5) 却下決定後の処遇が調整困難であった事例の番号 (No.) と、その内容をお聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました！

資料4 医療観察法鑑定入院医療機関が満たすべき医療水準（案）

本研究班において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第34条等の規定に基づき鑑定その他医療的観察のため入院させるための医療機関（以下「鑑定入院医療機関」という。）が満たすべき医療水準について考察した。

満たすべき医療水準の各項目については、現行の医療観察法関連法規や有識者の意見、昨年度の本研究班の研究成果等を参考にして、下記の通り三段階に分類した。

水準A：現行の医療観察法施行状況に鑑みて、即時の達成が不可欠であると考えられる水準。

水準B：医療観察法の理念をはじめ精神保健福祉的見地から考察した結果、早急な達成が必要であると考えられる水準。

水準C：医療観察法の理念をはじめ精神保健福祉的見地から考察した結果、達成を検討すべきと考えられる水準。

1. 鑑定入院医療機関の規格

(1) 鑑定入院医療機関

- ① 鑑定入院医療機関は、公立病院であるか、措置入院指定病院であること。(水準A)
- ② 鑑定入院医療機関は、臨床研修指定病院であること。(水準B)
- ③ 鑑定入院医療機関に、精神保健判定医又はそれと同等以上の学識経験を有する医師が2名以上常勤していること。(水準B)
- ④ 鑑定入院医療機関に、精神保健参与員候補者又はそれと同等以上の学識経験を有する精神保健福祉士が1名以上常勤していること。(水準C)
- ⑤ 鑑定入院医療機関における入院患者16名あたり常勤換算で1名を超える医師が勤務していること。(水準C)
- ⑥ 鑑定入院医療機関に、行動制限最小化委員会が設置され、入院患者の行動制限の最小化を図るために定期的な検討が行われていること。(水準A)
- ⑦ その他

(2) 鑑定入院対象者を受け入れる病棟（以下「鑑定病棟」という。）

- ① 鑑定病棟における入院患者3名あたり常勤換算で1名を超える看護師が勤務していること。(水準A)
- ② 鑑定病棟は精神科救急入院料又は精神科急性期治療病棟1を算定する病棟またはそれと同等の医療資源を有する病棟であること。(水準C)
- ③ 鑑定病棟は、対象者が鑑定病棟から無断退去することを予防出来る構造を有していること。(水準A)
- ④ 鑑定病棟において対象者の処遇に関わる職員は、医療観察法に関する研修を受けていること。(水準C)
- ⑤ その他

2. 鑑定入院医療機関内における処遇

(1) 総論

- ① 鑑定入院の目的は対象者の鑑定その他医療的観察であり、対象者を処遇するにあたっては、その鑑定が円滑に進むよう努めるとともに、医療的観察として対象者に必要十分な医療を提供すること。(水準 A)
- ② 鑑定入院中の処遇を行うにあたっては、別に特段の定めのない限り、精神保健福祉法における基準や手続に準拠してこれを行うこと。(水準 A)
- ③ 鑑定入院中の治療・処遇等を行うにあたり、対象者の人権擁護に十分に配慮すること。(水準 A)
- ④ 鑑定入院医療機関は、鑑定入院中の対象者の処遇を行うにあたり、担当の医師(以下「主治医」という。)・看護師・精神保健福祉士・臨床心理技術者等を選任すること。(水準 C)
- ⑤ 鑑定入院中の対象者の主治医が鑑定医を兼任する場合には、鑑定のための業務と主治医としての診療業務との区別や重複について十分な配慮が必要であることに鑑みて、主治医は必要により副主治医や鑑定助手をおくことを検討すること。(水準 C)
- ⑥ 主治医と鑑定医が異なる場合、主治医は鑑定医と相互に緊密な連携を保つこと。特に、鑑定入院医療機関に勤務する医師以外が鑑定医となる場合においては、連携の不行き届きから鑑定医が必要な情報を入手出来ず、鑑定結果が不正確となるおそれがあることに鑑みて、格別の配慮を行うこと。(水準 A)
- ⑦ その他

(2) 対象者への説明及び告知

- ① 対象者の入院にあたり、主治医等は、対象者に対し、医療観察法制度及び医療観察法における鑑定入院の説明を書面により行うこと。その際の書面は、厚生労働科学研究班によるモデル文書ないしそれに準ずる様式によること。(水準 C)
- ② 鑑定入院中の対象者の行動を制限する場合には、対象者に対し、行動制限を行う旨とその理由について文書で告知すること。(水準 B)
- ③ その他

(3) 鑑定入院対象者に対する医療の提供

- ① 主治医等は、対象者に医療を提供するにあたり、実施する医療内容とその必要性について説明を行い、可能な限り対象者の同意を得るように努めること。(水準 A)
- ② 主治医等は、鑑定入院中の治療方針について鑑定医とあらかじめよく協議を行うこと。(水準 A)
- ③ 鑑定医が決定される以前においては、主治医等の判断で対象者に医療を提供し、その内容と結果について詳細な記録を行い、後日鑑定医に情報提供すること。(水準 A)
- ④ 主治医等は、鑑定入院においては、精神科急性期薬物療法を中心とする科学的合理的な範囲の精神医療を、対象者に必要十分に提供すること。(水準 A)
- ⑤ 鑑定と直接関係のない医療行為については、対象者の意見を尊重したうえで、必

要十分にこれを提供すること。(水準 A)

- ⑥ 極めて例外的な事態であるが、対象者の希望する内容の医療であっても、鑑定医が鑑定を阻害する医療行為であると判断した医療行為については、これを行うことはできないこと。(水準 A)
- ⑦ 治療行為について十分な説明を行ったにも関わらず、対象者の同意が得られない場合については、主治医等は、鑑定その他医療的観察に必要と考えられる範囲の治療についてのみこれを行うこと。(水準 A)
- ⑧ 急を要する等の理由により、主治医等の判断で対象者の同意によらない治療を行った場合には、その旨を診療録に記載するとともに、後日鑑定医に情報提供すること。(水準 A)
- ⑨ 電気けいれん療法は、健忘等の副作用により鑑定を阻害するおそれがあることに鑑みて、原則として行わないこと。ただし、対象者の生命等を守るため緊急に行う必然性があると主治医等が判断し、若しくは鑑定のために実施が必要不可欠であると鑑定医が判断した場合はこの限りでないこと。(水準 A)
- ⑩ 持続性抗精神病薬注射による治療は、数週にわたり持続的に対象者の精神状態を変容させることから、鑑定結果に影響を与えるおそれがあり、また重篤な副作用が遷延する危険性から適応には慎重な判断が求められていることに鑑みて、原則として行わないこと。ただし、対象者が以前にその投与を受け長期に安定していた履歴がある等の状況から対象者への投与に関する有効性及び安全性が確立していると主治医等が判断し、若しくは鑑定のために投与が必要不可欠であると鑑定医が判断し、鑑定医の許可を得たうえで行う場合はこの限りでないこと。(水準 A)
- ⑪ 主治医等は、鑑定その他医療的観察に支障をきたす場合を除き、対象者に対する心理社会的な治療等についても必要十分に実施すること。(水準 B)
- ⑫ 対象者について、鑑定その他医療的観察を行う上での必要性あるいは身体合併症の治療等の医療上の必要性から、他の医療機関への受診が必要と判断された場合には、主治医等は対象者を他の医療機関に受診させること。また、上記の必要性から対象者を転院させる必要が生じた場合は、可能であれば裁判所に事前に申し出てその了解を得た上で、対象者を転院させること。上記について事前に裁判所の了解を得るいとまがない場合にあっては、対象者を転院させた上でその旨を遅滞なく裁判所に報告すること。(水準 A)
- ⑬ 対象者の鑑定が終了した後に鑑定入院が終了するまでの期間においては、対象者を鑑定入院医療機関に留めおくこと。その際、主治医等の判断により、対象者に引き続き必要十分な医療を提供すること。(水準 A)
- ⑭ その他

(4) 鑑定入院対象者に対する行動の制限

- ① 鑑定入院中において対象者の行動を制限することは、鑑定その他医療的観察に必要欠くべからざる範囲に限ること。(水準 A)
- ② 対象者の行動を制限する必要性の判断のうち、身体的拘束または 12 時間を超える隔離の必要性の判断については、精神保健指定医がこれを行うこと。(水準 A)
- ③ 鑑定入院中の対象者の通信・面会等については、主治医等が、鑑定その他医療的

観察のうえで制限が必要と判断した場合や、対象者の病状等精神医学的観点から制限が必要と判断した場合に限り、これを行うこと。(水準 A)

- ④ 鑑定入院中の対象者の信書の発受の制限は原則として行わないこと。(水準 A)
- ⑤ 対象者宛の荷物・封筒等に刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される場合には、対象者によりこれを開封させ、異物を取り出した上で対象者に渡し、診療録にその旨を記載すること。(水準 A)
- ⑥ 対象者の隔離を行う場合は、対象者の医療又は保護を図る上で隔離が必要と判断した場合に限り、これを行うこと。なお、12 時間を超える隔離を行う必要性の判断については、精神保健指定医がこれを行うこと。(水準 A)
- ⑦ 対象者の隔離を行うに当たっては、隔離による拘禁反応等が鑑定その他医療的観察を阻害するおそれがあることに留意し、適宜適当な観察を行い、隔離が必要とはいえないと判断された場合は、速やかに隔離を解除すること。また、隔離が必要と判断される場合にあっても、主治医等の付き添いにおいて一時的な開放時間を設けるなど、柔軟な対応を図ること。(水準 B)
- ⑧ 対象者の身体的拘束を行う場合には、精神保健指定医の診察の結果、対象者の医療又は保護を図る上で身体的拘束が必要と判断した場合に限り、これを行うこと。(水準 A)
- ⑨ 対象者の身体的拘束を行うに当たっては、身体的拘束による拘禁反応等が鑑定その他医療的観察を阻害するおそれがあることに留意し、適宜適当な観察を行い、身体的拘束が必要とはいえないと判断された場合は、速やかに身体的拘束を解除すること。また、身体的拘束が必要と判断される場合にあっても、主治医等の付き添いにおいて一時的な拘束解除時間を設けるなど、柔軟な対応を図ること。(水準 B)
- ⑩ 鑑定入院中の対象者に対する行動制限については、鑑定入院医療機関における行動制限最小化委員会での検討対象とすること。(水準 A)
- ⑪ 鑑定入院中の対象者が無断で鑑定入院医療機関から退去した場合については、直ちに裁判所、所轄の警察署に報告し、可能な範囲で対象者の捜索を行うこと。その際、対象者を発見した場合は、対象者に鑑定病棟に戻るよう促すとともに、直ちに裁判所、所轄の警察署に改めて報告すること。(水準 A)
- ⑫ その他

(5) 鑑定入院対象者に対する社会的支援

- ① 対象者の付添人から対象者の病状その他について情報提供を求められた場合には、可能な限りこれに応じること。(水準 B)
- ② 対象者が鑑定入院期間中における日常生活を行うにあたり経済的問題を有している場合は、可能であれば対象者が速やかに生活保護を受給できるよう、適当な援助を行うこと。(水準 C)
- ③ 原則として鑑定入院中の対象者を外出・外泊させる必要はないこと。何らかの理由により対象者を外出・外泊させる必要がある場合においては、裁判所に相談したうえで慎重にこれを行うこと。(水準 C)
- ④ 対象者が鑑定入院命令の取り消しを裁判所に申し立てた場合には、その旨を裁判

所に報告すること。(水準 C)

- ⑤ 対象者や付添人から鑑定入院中の処遇改善等に関する申し入れがあった場合には、適切な対応を行うこと。(水準 A)
- ⑥ その他

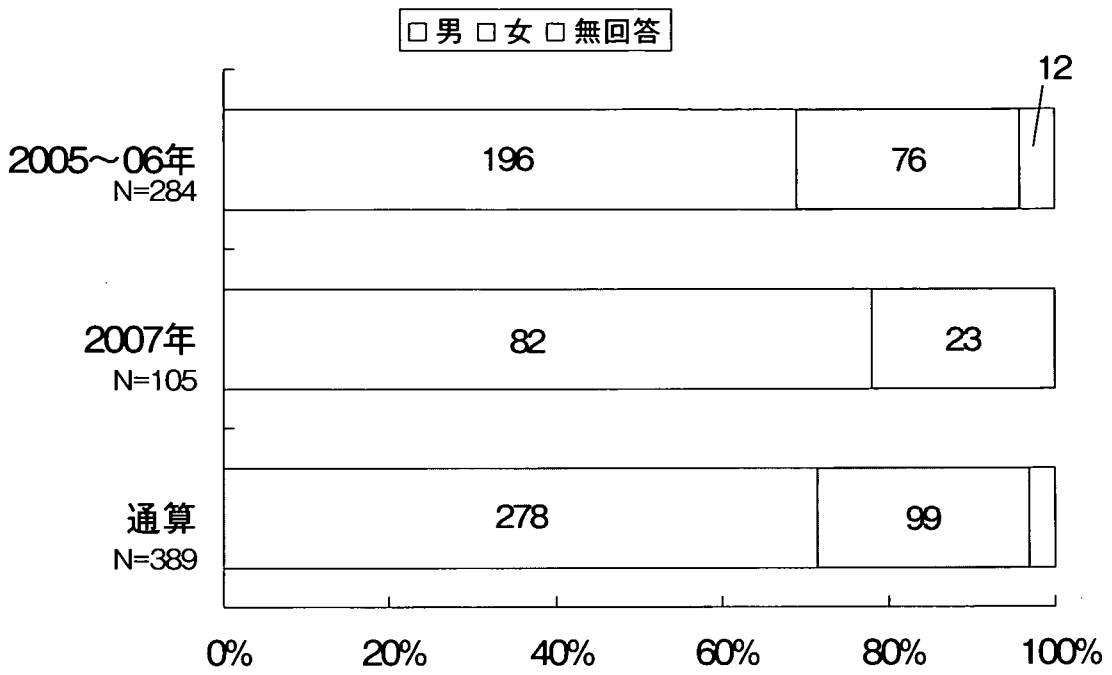


図1 性別

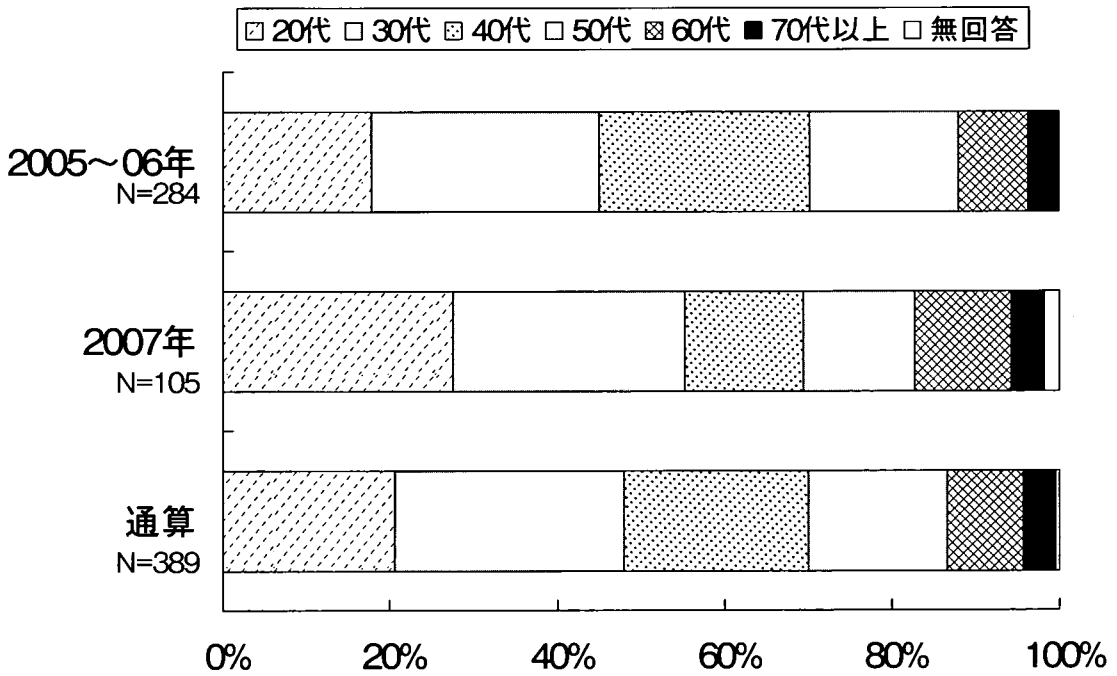


図2 年齢階層

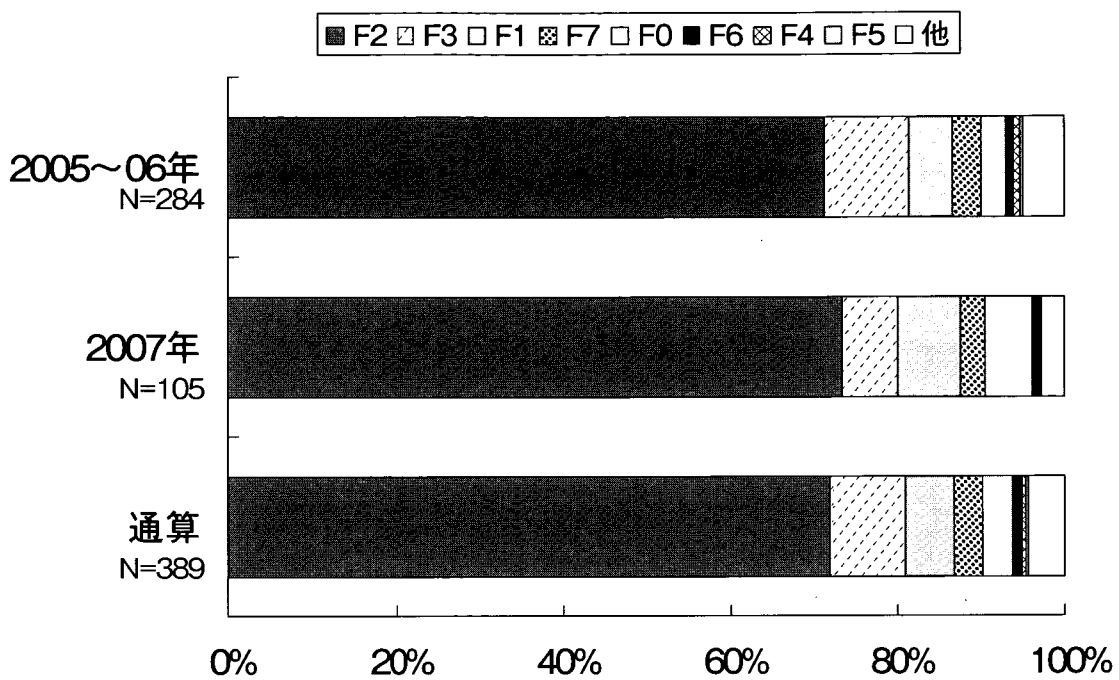


図3 主診断

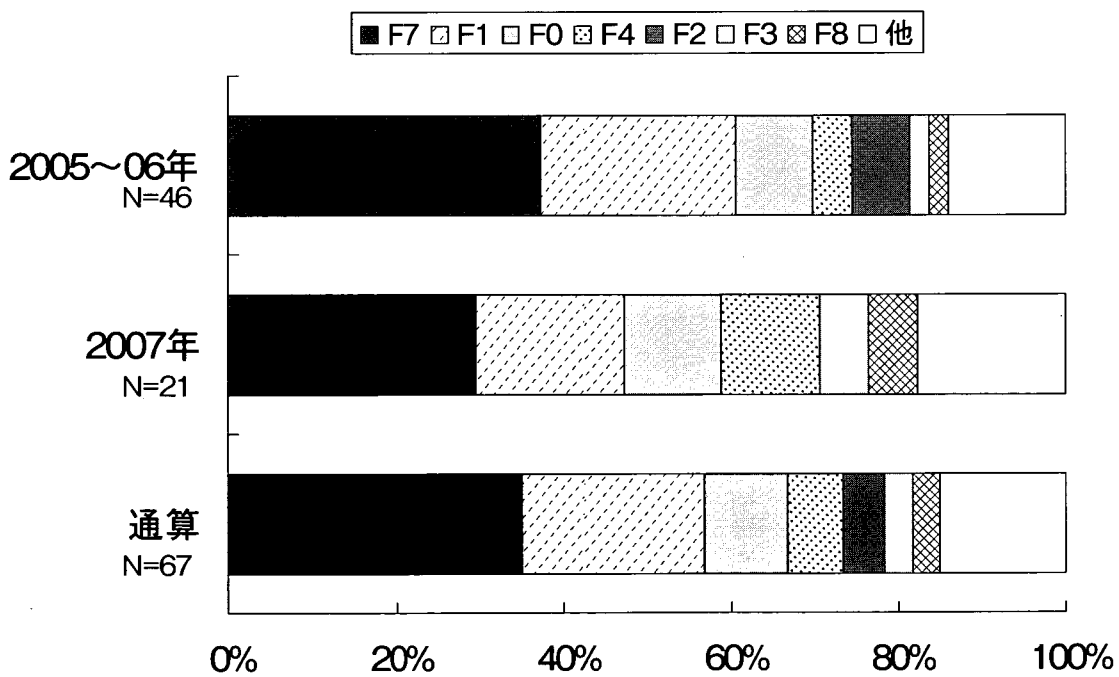


図4 副診断

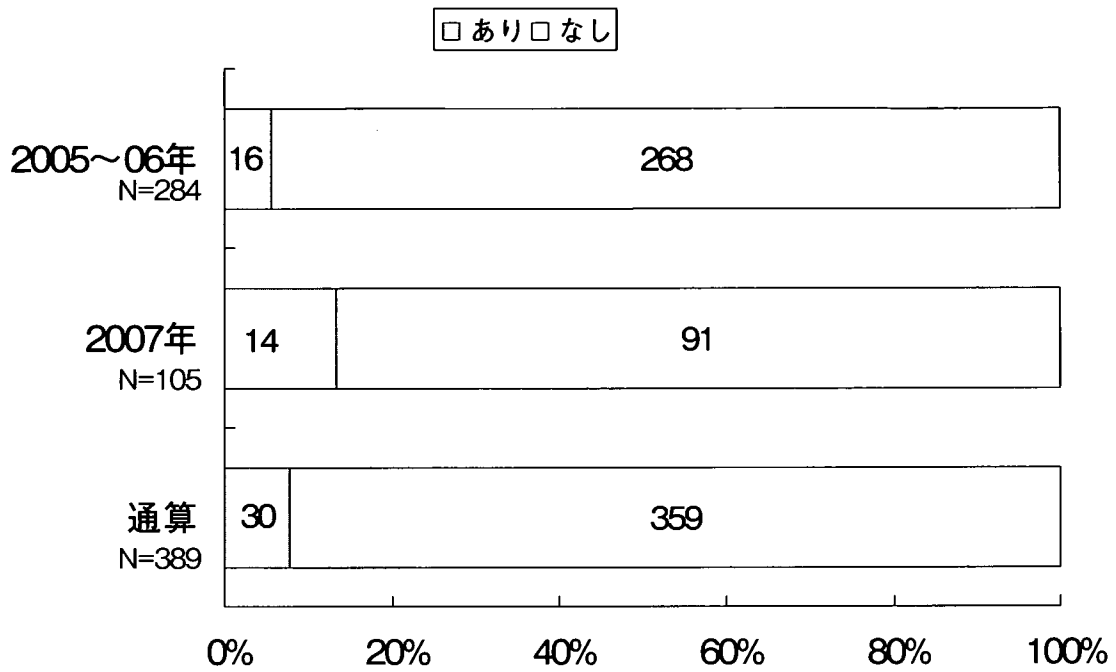


図5 身体合併症

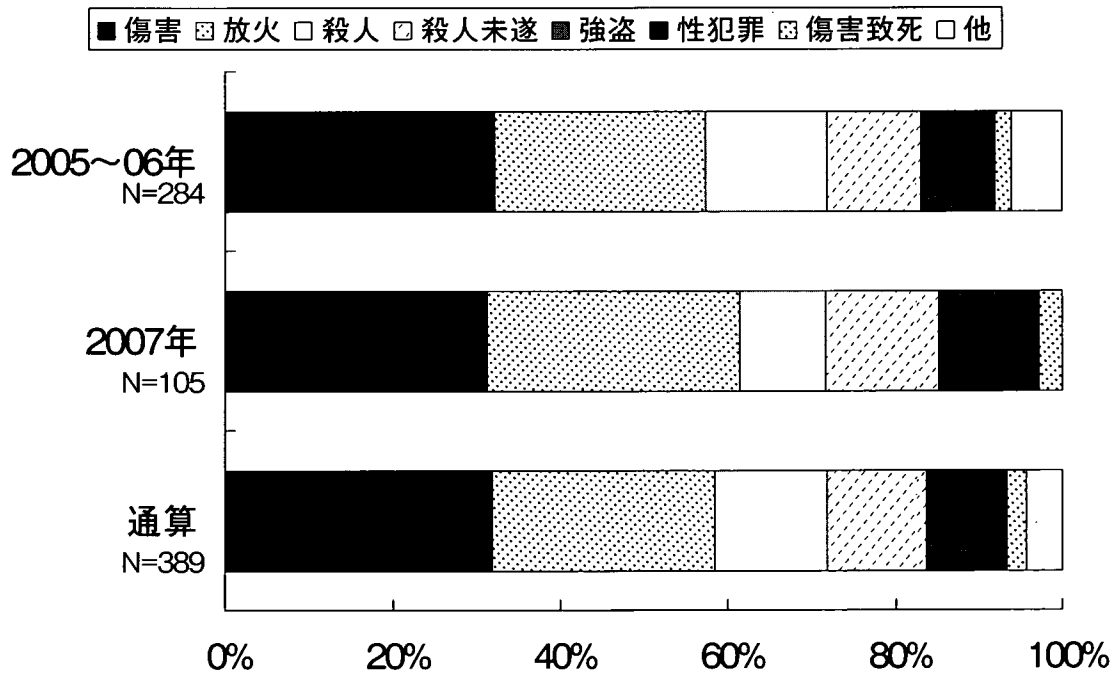


図6 対象行為

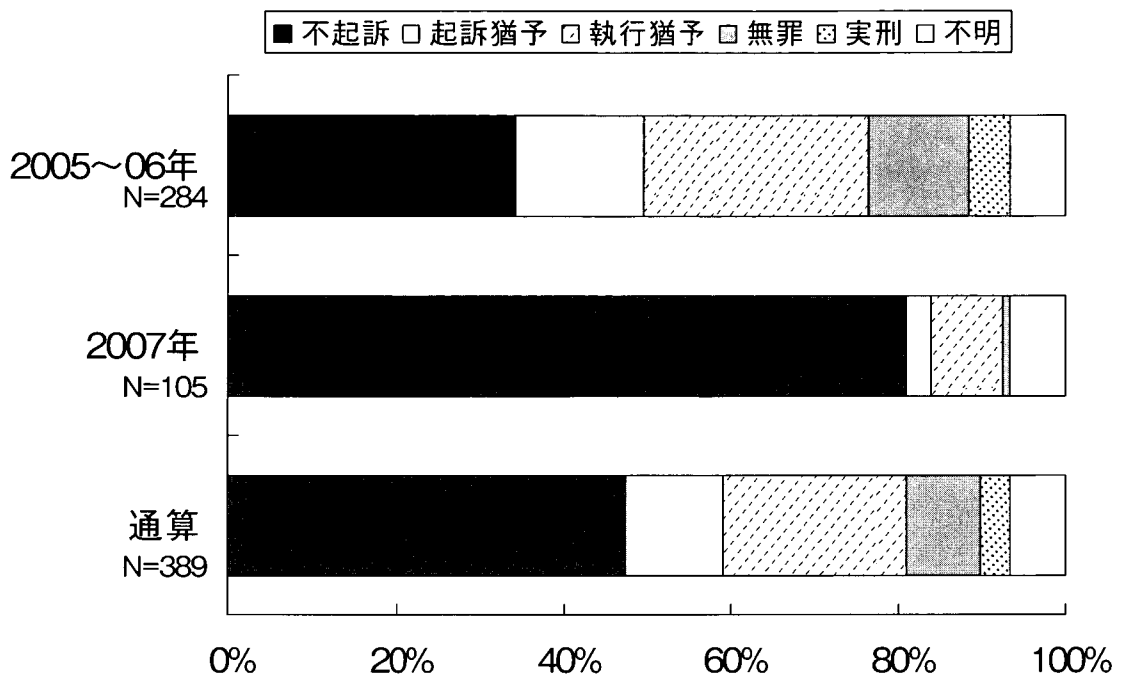


図7 刑事処分

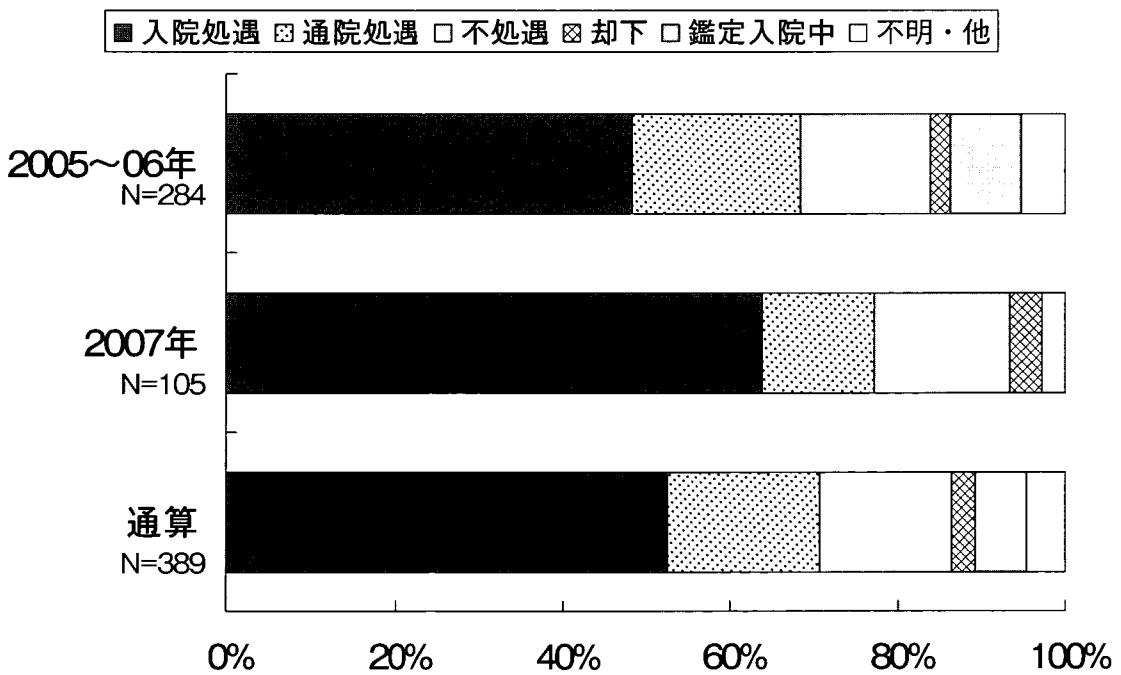


図8 審判結果

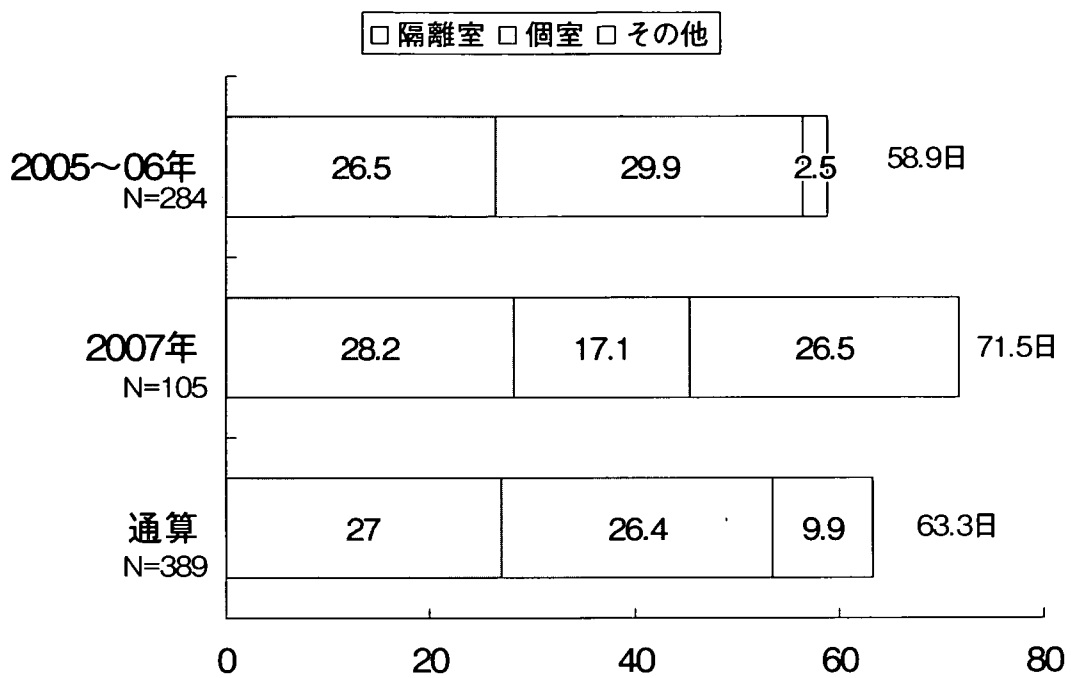


図9 平均在院日数

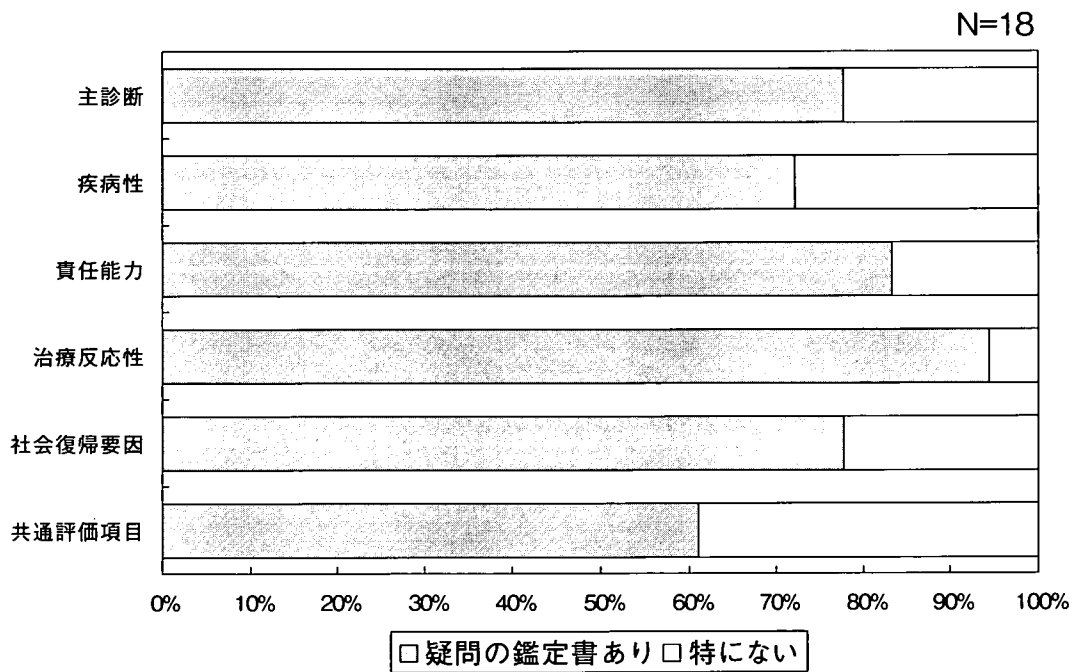


図10 37条鑑定書への疑問 (2006年度)

表1 鑑定入院中の処置

	2005～06	2007	通算
●身体拘束	15(5.3%)	10(9.5%)	25(6.4%)
●静脈麻酔			
ベンゾジアゼピン系	3(1.1)	4(3.8)	7(1.8)
バルビタール系	1(0.4)	1(1.0)	2(0.5)
●抗精神病薬注射			
筋肉注射	27(9.5)	9(8.6)	36(9.3)
静脈注射	9(3.2)	7(6.7)	16(4.1)
デポー剤	6(2.1)	4(3.8)	10(2.6)
●鼻腔栄養	0	1(1.0)	1(0.3)
●補液	13(4.6)	5(4.8)	18(4.6)
●ECT(ICなし)			
修正型	1(0.4)	0	1(0.3)
非修正型	1(0.4)	0	1(0.3)

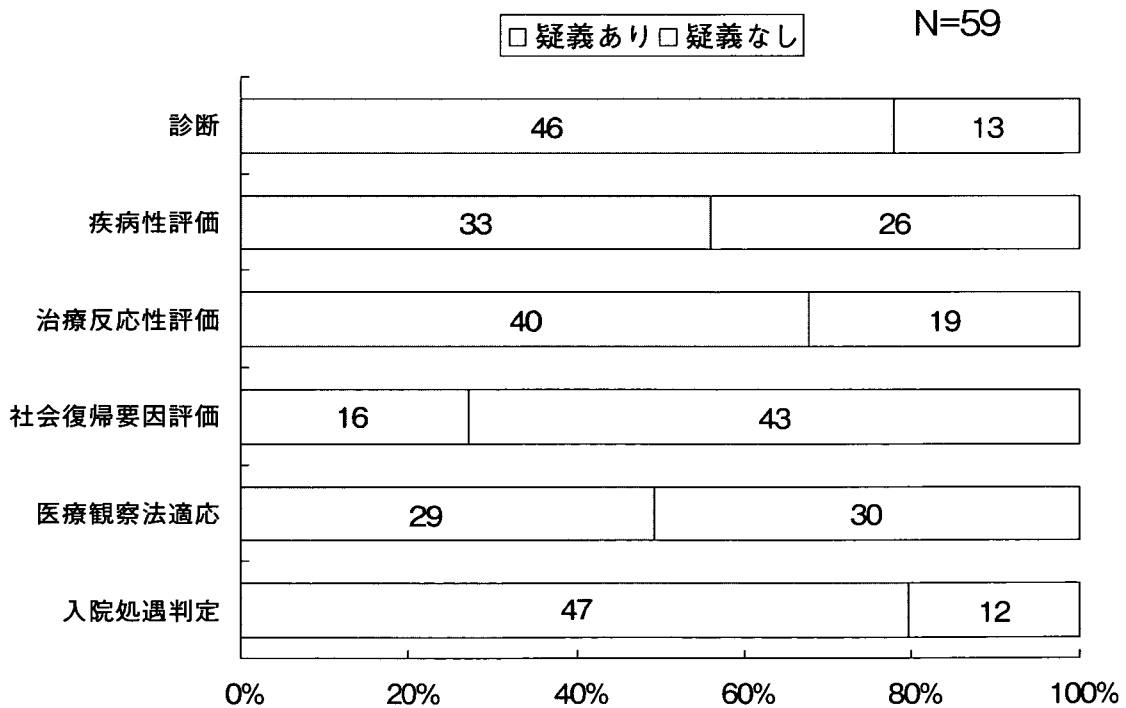


図11 疑義内容 (2007年度)

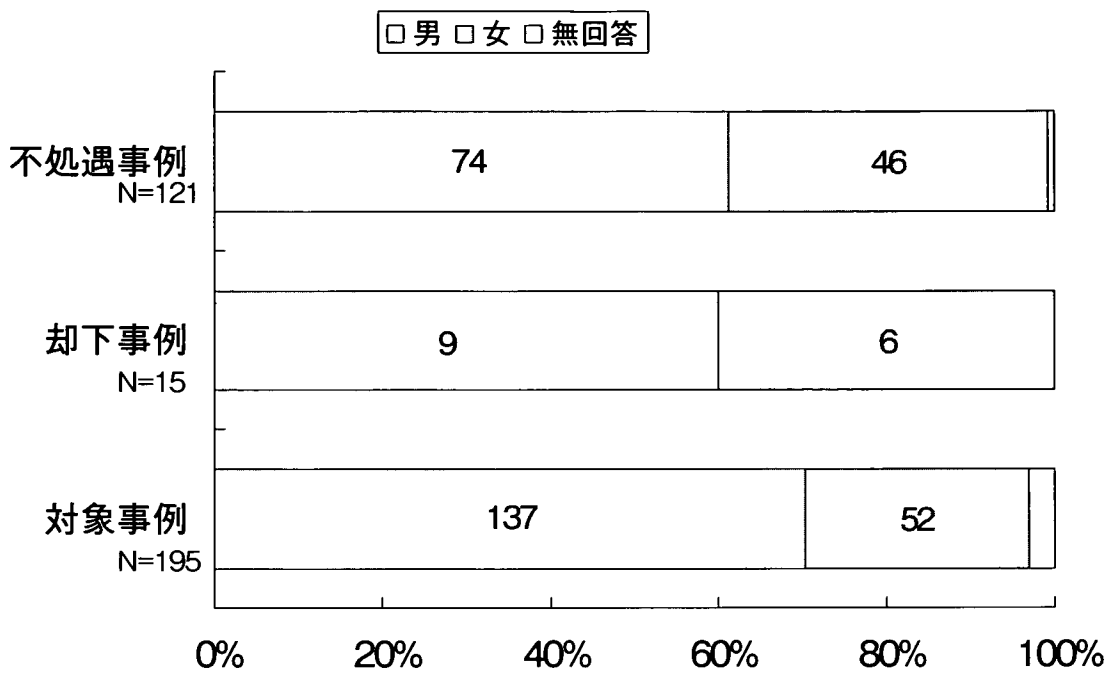


図12 性別

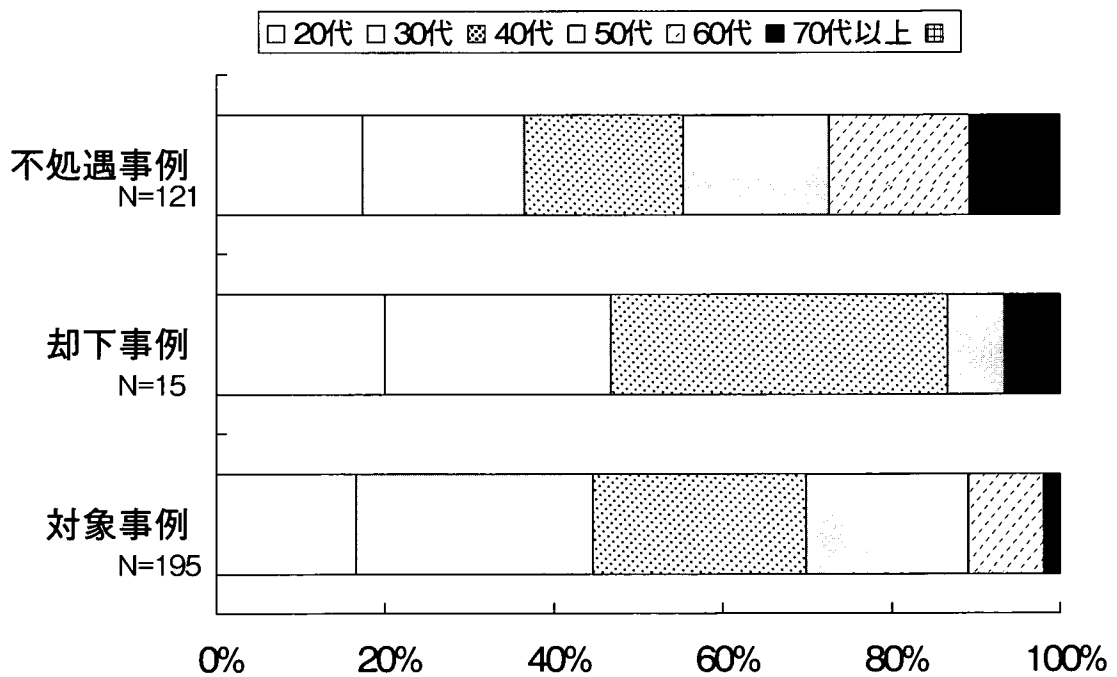


図13 年齢階層

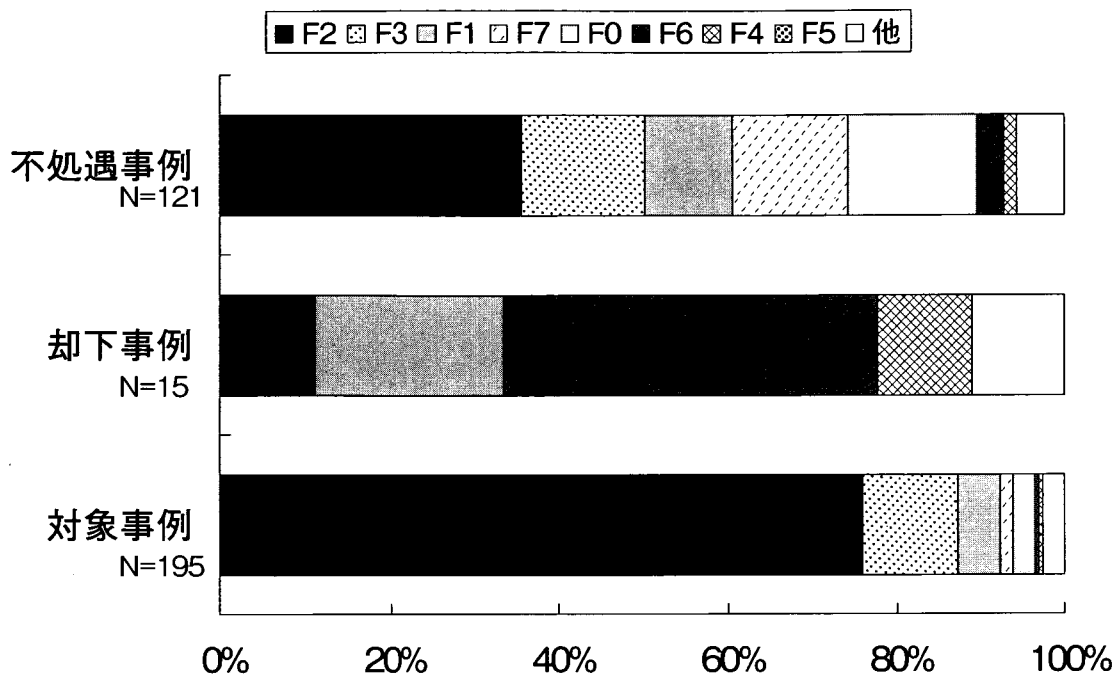


図14 主診断

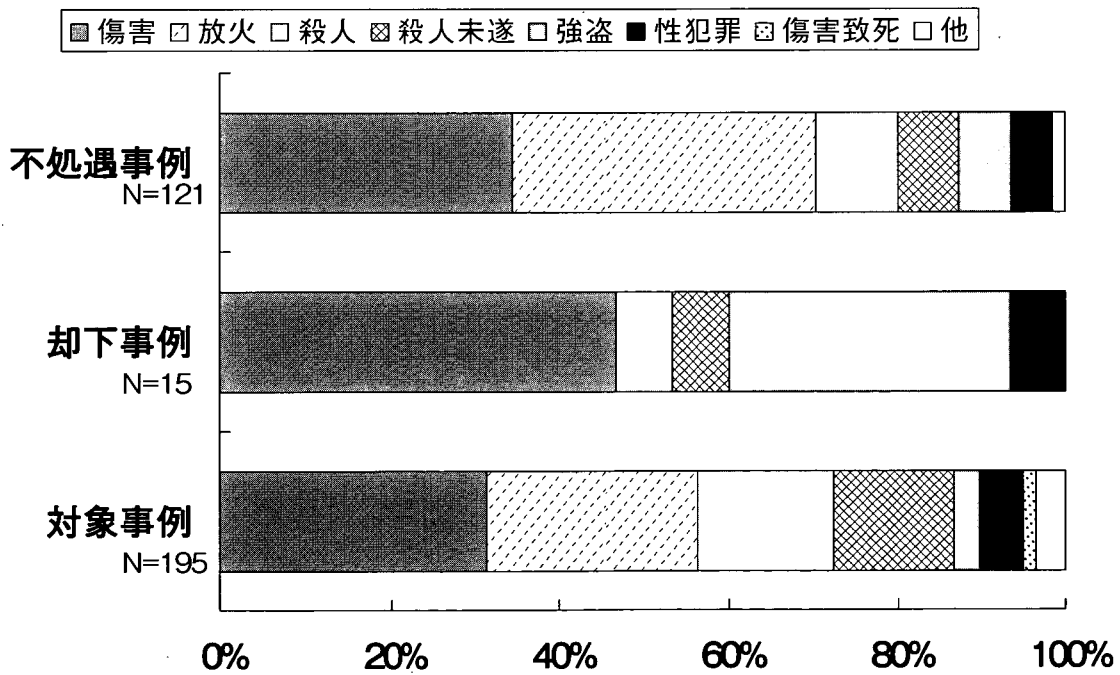


図15 対象行為

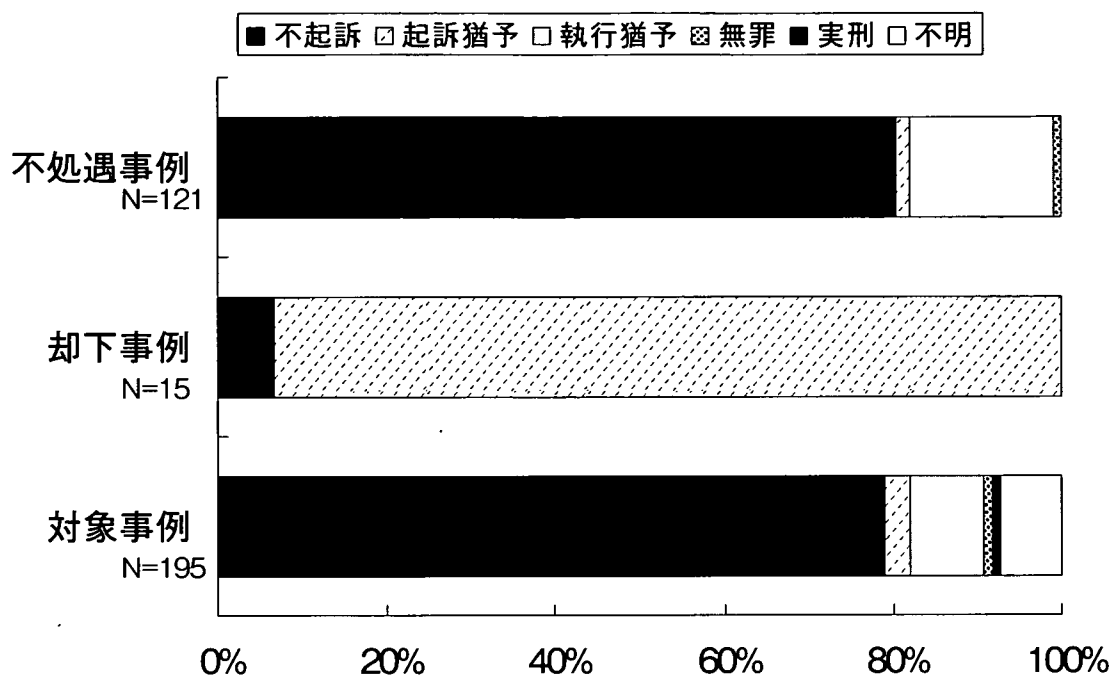


図16 刑事処分

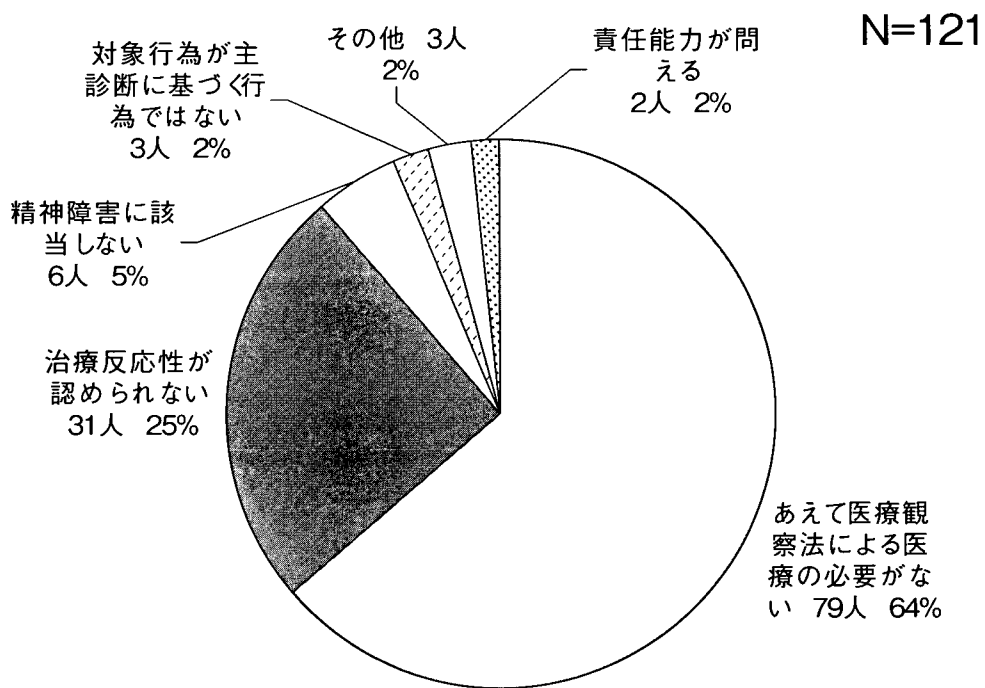


図17 不処遇の理由